

防火管理業務計画

第 1 作成上の留意事項

1 基本事項

- (1) 防火管理業務計画の作成にあたっては、防火管理技能者自らが防火管理者及び統括防火管理者の指示に基づき、当該防火対象物の規模、用途等を把握した上で、その実態に即した実効性のある防火管理業務計画を作成する。
- (2) 防火管理業務計画は、防火管理業務の補助（防火対象物の管理形態や使用形態、規模等によっては、必ずしも火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項に定める全ての事項の補助を実施することとはならない。）を適切かつ効果的に行うために、当該防火対象物の実態に応じて防火管理業務の補助の実施要領その他必要な事項を定めた防火対象物全体にわたる計画として作成する。
- (3) 防火管理業務計画の内容は、防火対象物の実態に応じて、常に見直しを行う。
- (4) 防火管理業務計画は、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画及び各事業所の消防計画等に基づき、これらとの整合性を図ったものを作成する。
- (5) 防火管理技能者は、防火管理業務計画を作成（変更）するにあたり、当該業務計画の中に統括防火管理者及び防火管理者等の指示を受けて作成（変更）する旨を定めておく。

2 防火管理業務計画の作成単位

- (1) 作成する防火管理業務計画は、原則として防火管理技能者義務対象物全体で一とする。
なお、防火管理技能者を複数選任した場合にあつては、次の(2)の場合を除き、いずれの防火管理技能者も防火対象物全体にわたる業務を行うものとし、全ての防火管理技能者が共同して一の防火管理業務計画を作成する。この場合、届出者を当該防火管理技能者の代表者とすることができる。
- (2) 延べ面積 10 万㎡を超える防火管理技能者義務対象物で防火管理技能者を複数選任する場合は、管理区域や防災センター及び副防災センター等の配置を考慮してそれぞれの防火管理技能者の担当する区域を指定することができる。この場合、防火管理業務計画の中で当該担当区域を明確にしておく。
なお、担当区域を指定する場合は、各防火管理技能者が作成した自己担当区域の防火管理業務計画をとりまとめたものを防火管理技能者義務対象物全体にわたる一の防火管理業務計画として取り扱うことができる。

3 防火管理業務計画作成チェック表の活用

防火管理業務計画作成チェック表を活用し、防火管理業務計画の内容に漏れがないことを確認するとともに、届出書に添付する。

第 2 防火管理業務計画作成チェック表

防火管理業務計画作成チェック表

防火管理業務計画に定める事項	必要項目	チェック	備考
第 1 目的	▲		
第 2 防火管理業務に係る協議会の設置	▲		
第 3 防火管理技能者の責務	▲		
第 4 防火管理技能者の構成 (構成員、代表者の指定、代表者の任務、担当区域の指定)	▲		
第 5 防火対象物の概要	▲		
第 6 防火防災対策	▲		
第 7 防火管理上留意すべき事項	▲		
第 8 防火管理業務の補助を行う事項	◎		
第 9 防火管理業務の補助の実施要領に関すること。	◎		
1 自衛消防の組織の編成に関すること。	○		第 8 に基づき該当するものを定める
2 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。	○		
3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。	○		
4 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。	○		
5 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。	○		
6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。	○		
7 防火上必要な教育に関すること。	○		
8 火災、地震その他の災害が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動（以下「自衛消防活動」という。）に関すること。	○		
9 自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。	○		
10 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。	○		
11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。	○		
12 消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画（消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する防火対象物にあっては、同項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を含む。）の作成及び変更に関すること。	○		
13 消防法第 8 条の 2 の 5 第 1 項に規定する自衛消防組織に関すること。	○		
14 その他防火管理上必要な事項に関すること。	○		
第 10 防火管理業務の補助の実施記録及びその保存に関すること。	▲		
別記 1 防火対象物の概要	▲		
別記 2 防火防災対策	▲		
別記 3 防火管理上留意すべき事項	▲		

別記 4	工事・催物等確認票（工事）	○		第9・11 を定め る場合
別記 5	工事・催物等確認票（催物）	○		
別記 6	工事・催物等確認票（その他）	○		
別記 7	建物・設備等の不備欠陥等に係る確認結果	▲		
別記 8	予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果	▲		
別記 9	自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果	▲		
別記 10	防火管理技能者業務日誌	▲		
別表 1	防火管理業務に係る協議会構成員一覧表	○		任意の協議 会を定める 場合
その他				

- (備考) 1 ○印は火災予防条例第 55 条の 3 の 2 第 2 項に定める防火管理業務計画を作成する上で必要な項目、○印は該当する場合に定める項目、▲印は作成する上で記入すべき項目である。
- 2 作成チェックは、防火管理業務計画の作成者が、当該防火管理業務計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。

第3 作成例

(建物名) ○ ○ ビル 防火管理業務計画 (作成例)

○○年○○月○○日作成

第1 目的

防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を適切かつ効果的に行うために、防火管理業務の補助の実施要領その他必要な事項を定める。(火災予防条例第55条の3の2第2項)

第2 防火管理業務に係る協議会の設置

管理権原者が複数の場合、防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を適切かつ効果的に行うために、協議の方法として、防火管理業務に係る協議会を設置する。

※ 既に設置されている他の協議会を活用する場合

防火管理業務に係る協議会は、○○○○協議会と兼ねるものとし、次の事項について協議し、決定する。

- 1 防火管理技能者の選任・解任及び消防署への届出
- 2 防火管理業務計画の承認及び消防署への届出
- 3 防火管理業務の内容及び範囲等に関する調整
- 4 防火管理者（統括防火管理者）の指示の伝達
- 5 防火管理技能者による防火管理補助業務の実施状況の報告
- 6 その他、防火管理業務を効率的に推進する上で必要な事項や会の運営に関すること

※※ 任意の協議会を設置する場合

(建物名) ○○○○ビル防火管理業務推進に係る協議会を下記のとおり設置する。

1 協議会の設置

別表1「(建物名) ○○○○ビル防火管理業務推進に係る協議会構成員一覧表」の構成員をもって、協議会を設置する。

2 協議会の事業

本会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 防火管理技能者の選任・解任及び消防署への届出
- (2) 防火管理業務計画の承認及び消防署への届出
- (3) 防火管理業務の内容及び範囲等に関する調整
- (4) 防火管理者（統括防火管理者）の指示の伝達
- (5) 防火管理技能者による防火管理補助業務の実施状況の報告
- (6) その他、防火管理業務を効率的に推進する上で必要な事項や会の運営に関すること

【留意事項】

第1 目的

防火管理技能者が行う「防火管理業務の補助」とは、防火管理者や統括防火管理者が行う防火管理業務の補助であり、防火管理業務計画は、防火管理技能者が行うべき防火管理業務の補助の具体的内容を定めるもので、防火管理技能者自身の行動規範である。

第2 防火管理業務に係る協議会の設置

管理権原者が複数の場合、協議会を設置することを明記する。

※ 防火対象物により、下記のような協議会の活用を検討する。

- 消防法第8条の2の5第1項に該当する防火対象物（以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。）

自衛消防組織に関する協議会を活用し、協議する。

- 自衛消防組織設置防火対象物以外で、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）による改正後の消防法第8条の2の施行日（平成26年4月1日）より前に共同防火管理協議会を設置し、継続して同協議会を設置する防火対象物

従前の共同防火管理協議会を活用し、協議する。

上記協議会が設置されない場合は、任意の協議会（防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に定める防火管理協議会等）の活用又は任意で協議会を設置することが望ましい。

1 協議会の設置

任意で協議会を設置する場合、別表1により協議会の構成員となる事業所名及び管理権原者氏名を明確にする。

（自衛消防組織に関する協議会、従前の共同防火管理協議会、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に定める防火管理協議会を活用する場合は、別表1の添付を省略できる。）

2 協議会の事業

協議会で行う事業について定める。

防火管理業務計画は、協議会の承認を得た上で届け出ることを定めておく。

第3 防火管理技能者の責務

防火管理技能者の責務は次のとおりである。(火災予防条例第55条の3の3)

- 1 防火管理者(※統括防火管理者)の指示を受け、防火管理業務計画を作成し、消防署長に届け出なければならない。防火管理業務計画を変更する場合も同様である。
- 2 防火管理者(※統括防火管理者)の指示を受け、法令、条例、消防計画及び防火管理業務計画に従って防火管理業務の補助を行わなければならない。
- 3 防火管理業務の補助を行うときは、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 防火管理業務の補助を行うために、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対して、必要な指示を与えることができる。
- 5 防火管理業務計画に基づき、防火管理業務の補助の実施記録を作成し、3年間保存しなければならない。
- 6 防火管理技能講習修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに防火管理技能再講習を受けなければならない。

第4 防火管理技能者の構成

※(防火管理技能者が1名の場合)

防火管理技能者は、防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を行う。

※(防火管理技能者が複数の場合)

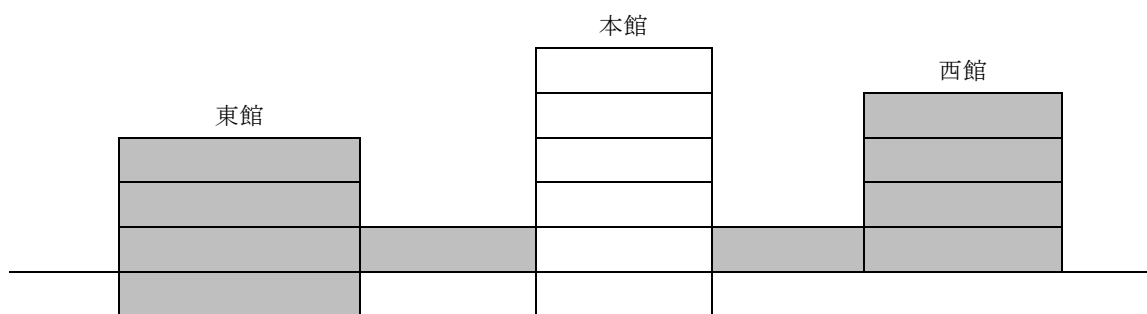
防火管理技能者の構成員は次のとおりとする。

代表者は、各防火管理技能者の業務を統括し、取りまとめを行う。

(例)

防火管理技能者		
	氏名	担当区域
代表者	消防 太郎	本館
	技能 次郎	東館
	防火 三郎	西館

(例) 担当区域図



第5 防火対象物の概要

防火管理技能者は、防火管理業務の補助を実施する際の資料とするため、別記1「防火対象物の概要」を活用し、防火対象物の概要を把握しておくものとする。

第6 防火防災対策

防火管理技能者は、防火管理業務の補助を実施する際の資料とするため、別記2「防火防災対策」を活用し、防火対象物の防火防災対策の実施状況を把握しておくものとする。

【留意事項】

第3 防火管理技能者の責務

防火管理技能者の責務は火災予防条例第55条の3の3に示されており、このことを明記しておく。

※ 防火管理者及び統括防火管理者については、次による（以下同じ。）。

- 1 消防法第8条の2第1項に該当し、統括防火管理者を選任すべき防火対象物では、防火管理技能者は、防火管理者及び統括防火管理者の補助を行うこととなる。
- 2 消防法第8条の2第1項に非該当で、統括防火管理者の選任を要さない防火対象物では、防火管理技能者は、防火管理者の補助を行うこととなる。

第4 防火管理技能者の構成

防火管理技能者の構成については次による。

防火管理技能者は、防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を行うことを定める。

なお、防火管理技能者を複数選任する場合は、代表者を決めておく。

防火管理技能者を複数選任し、区域を指定して分担する場合は、図面等により担当区域を明確にしておく。

担当区域図を別図等で別に示す場合は、「担当区域図は、別図〇のとおり」と表記する。

第5 防火対象物の概要

防火管理業務の補助を効果的に実施するため、防火対象物の概要を把握しておく。

防火対象物使用開始届等に添付する図書により同内容の把握が可能な場合は、その写しを添付することで足りる。

第6 防火防災対策

防火管理業務の補助を効果的に実施するため、防火対象物の防火防災対策の実施状況を把握しておく。

第7 防火管理上留意すべき事項

防火管理技能者は、防火管理業務の補助を実施する際の資料とするため、別記3「防火管理上留意すべき事項」を活用し、防火管理上留意すべき事項を把握しておくものとする。

第8 防火管理業務の補助を行う事項

下記事項のうち、防火管理技能者が実施する防火管理業務の補助を行う事項は次のとおりとする。

(該当事項の□に「✓」印でチェックする。) (火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項)

- 1 自衛消防の組織の編成に関する事。
- 2 防火対象物の火災予防上の自主検査に関する事。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関する事。
- 4 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事。
- 5 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関する事。
- 6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事。
- 7 防火上必要な教育に関する事。
- 8 火災、地震その他の災害が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動(以下「自衛消防活動」という。)に関する事。
- 9 自衛消防活動に係る訓練の実施に関する事。
- 10 防火管理についての消防機関との連絡に関する事。
- 11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事。
- 12 消防法第8条第1項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画(消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、同項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を含む。)の作成及び変更に関する事。(※)
- 13 消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織に関する事。(※)
- 14 その他防火管理上必要な事項に関する事。

第9 防火管理業務の補助の実施要領に関する事

第8で定めた事項の実施要領を次のとおり定める。

1 自衛消防の組織の編成に関する事。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第1号)

(1) 防火対象物全体にわたる自衛消防隊の組織の編成

防火管理技能者は、自衛消防組織の編成(班編成、隊員の任務付与等)その他防火管理者が行う自衛消防組織に関する業務を補助し、防火管理者に対して適切な助言を行うものとする。

(2) 事業所の自衛消防隊の組織の編成

防火管理技能者は、訓練や巡回、現場確認等の機会を捉え、事業所の自衛消防隊の組織の編成が適正に行われているかを確認し、適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者(統括防火管理者)にその内容を報告するものとする。

(3) 各種資格管理業務

防火管理技能者は、巡回や現場確認等の機会を捉え、統括管理者、告示班長、防災センター要員及び自衛消防活動中核要員の勤務状況や資格保有状況等について把握し、人員の確保を図るとともに、人員に不足等が生じることが予想される場合は、速やかにその旨を防火管理者(統括防火管理者)に報告するものとする。

【留意事項】

第7 防火管理上留意すべき事項

防火管理業務の補助を効果的に実施するため、防火管理上留意すべき事項を把握しておく。

第8 防火管理業務の補助を行う事項

防火管理技能者の行う業務は、当該防火対象物の防火管理者（統括防火管理者）が法、政令及び条例の規定並びに消防計画及び防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に従って行う防火管理上必要な業務のうち、火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項に規定する事項の補助であり、このうち防火管理技能者として実際に補助する事項を明確にする。（防火対象物の管理形態や使用形態、規模等によっては、必ずしも火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項に規定する全ての事項の補助を実施することとはならない。）

※ 12は、消防法第8条の2第1項に該当しない防火対象物では、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び変更に関する事項を補助する必要はない。

※ 13は、消防法第8条の2の5第1項に該当しない防火対象物では、補助する必要はない。

第9 防火管理業務の補助の実施要領に関すること

第8で定めた防火管理業務の補助を行うべき各事項（火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項）について、補助の実施要領を定める。

1 自衛消防の組織の編成に関すること。

(1) 防火対象物全体にわたる自衛消防隊の組織の編成

自衛消防隊の編成（班編成、隊員の任務付与等）その他の防火管理者が行う自衛消防隊の組織に関する業務を補助し、防火管理者に対して適切な助言を行うことを定める。

(2) 事業所の自衛消防隊の組織の編成

巡回や現場確認等の機会を捉え、勤務人員の変更など、事業所自衛消防隊の組織に影響のある事案がないかを確認し、適正に行われていないと認める場合の対応について定める。

(3) 各種資格管理業務

自衛消防の組織の編成に係る人員を確保するため、巡回や現場確認等の機会を捉え、勤務状況や資格の保有（再講習の受講を含む。）状況等を確認し、適正に行われていないと認める場合の対応について定める。

自衛消防の組織に係る主な資格と再講習の受講義務

業務種別等 (法令根拠)	資格要件等	再講習の受講義務等
統括管理者 (政令第4条の2の8)	自衛消防業務講習修了等 ※1	・自衛消防業務新規講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講（自衛消防業務再講習修了後も同様） ・追加講習（※2）の本講習を修了した日から5年以内に追加講習の再講習を受講（追加講習の再講習修了後も同様）
告示班長 (省令第4条の2の10)		
防災センター要員 (条例第55条の2の3)	防災センター要員講習の修了 ※3	防災センター要員講習修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に防災センター実務講習を受講（防災センター実務講習修了後も同様）
	自衛消防技術認定証の取得	
自衛消防活動中核要員 (条例第55条の5)	自衛消防技術認定証の取得	

2 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。

(火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 2 号)

(1) 巡回による確認

防火管理技能者は、定期的に巡回し、各事業所の行う自主点検・検査の実施状況を確認するものとする。

巡回頻度：週〇回以上（以下、4～6、11、14 について同じ。）

(2) 不備欠陥等の確認

防火管理技能者は、建物の構造及び消防・防災設備等の不備欠陥等を発見し、又は改修する旨の報告がされた場合は、次の確認を行い、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

ア 不備欠陥等の現状確認

イ 自主点検・検査の実施者等への確認

(3) 不適正事案の報告

防火管理技能者は、改修が必要な事案や自主点検・検査が適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改修できる場合又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。

(火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 3 号)

防火管理技能者は、防火対象物の点検や消防用設備等・特殊消防用設備等の点検などの法定点検や整備を実施する旨の報告がされた場合は、次の確認を行い、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(1) 実施時の立会いによる状況確認

(2) 点検結果書等の書面確認

(3) 法定点検の実施者等への確認

4 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

(火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 4 第 1 項第 4 号)

防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、避難施設の維持管理状況を確認し、改修が必要な事案又は避難施設の維持管理が適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

【留意事項】

- ※1 自衛消防業務講習修了以外の統括管理者及び告示班長は、再講習の受講義務等に該当しない。
- ※2 省令第4条の2の13第3号に基づき消防庁長官の定める者（消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第14号）に基づき行う講習をいう。
- ※3 条例第55条の2の3第1項に規定する講習の修了をいう。

2 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。

(1) 巡回による確認

各事業所の点検・検査業務が消防計画に基づき適正に実施されるよう、巡回頻度を定め定期的に巡回し、確認することを定める。

(2) 不備欠陥等の確認

防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見した、又は改修する旨の報告を受けた場合は、現場確認や自主点検・検査の実施者等への確認を行い、不備欠陥等の状況を把握し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告することを定める。

(3) 不適正事案の報告

改修が必要な事案や自主点検・検査の不適正事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告することを定める。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。

法定点検は、各種設備・施設などの機能・性能を維持するため、法令に基づき行われるものである。単に有資格者等に任せるのではなく、当該点検及び整備が適正に行われるよう、防火管理技能者は現場に立ち会い、発見された不備欠陥等や不明な点について説明を受けるなど、実施状況を確認するとともに、点検の結果書等の書面を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告することを定める。

4 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

避難施設の維持管理が消防計画に基づき適正に実施されるよう、定期的に巡回し、確認し、防火管理者（統括防火管理者）に報告することを定める。

5 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第5号)

防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、防火上の構造の維持管理状況を確認し、改修が必要な事案又は防火上の構造の維持管理が適正に行われていないと認められる事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第6号)

防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、劇場等で定員を超えて入場させていたり、事業所の面積や避難施設の実態を無視して過剰な人員を収容していないか確認し、過剰な人員を収容している事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

7 防火上必要な教育に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第7号)

防火管理技能者は、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、当該防火対象物に係る次の防火・防災教育を行うものとする。

- (1) 防火・防災対策に関すること。
- (2) 防火管理上留意すべき事項に関すること。
- (3) 予防管理に関すること。
- (4) 自衛消防対策等に関すること。
- (5) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項に関すること。

【留意事項】

5 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

防火上の構造の維持管理が消防計画に基づき適正に実施されるよう、定期的に巡回し、確認し、防火管理者（統括防火管理者）に報告することを定める。

6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

定員の遵守が消防計画に基づき適正に実施されるよう、定期的に巡回し、確認し、防火管理者（統括防火管理者）に報告することを定める。

7 防火上必要な教育に関すること。

防火管理技能者は、防火管理に係る高度・専門的な技能を有し、かつ、当該防火対象物の防火・防災対策を熟知しており、防火・防災に係る教育者としての素養を有する者であることから、自らが直接の教育者となり、教育管理業務を補助する。

8 火災、地震その他の災害が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動（以下「自衛消防活動」という。）に関すること。

（火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第8号）

(1) 火災対策業務

防火管理技能者は、火災に係る防火対象物自衛消防隊の活動範囲及び活動計画等の作成並びに当該計画の維持管理の業務の補助を行うものとする。

(2) 地震その他災害等対策業務

防火管理技能者は、次の地震その他災害等に係る防火対象物全体にわたる活動計画等の作成並びに当該計画の維持管理の業務を補助するものとする。

ア 地震

イ 大雨又は強風等に伴う災害

ウ 大規模テロ等に伴う災害

エ 受傷事故・急病人の発生等

オ エレベーター閉じ込め等

カ その他（停電など）

(3) 自衛消防隊長の技術的補助（副隊長）

防火管理技能者は、災害等発生時は、自衛消防隊の副隊長として、自衛消防隊長の指揮、命令、監督等の技術的補助を行うものとする。

(4) 自衛消防隊長不在時の代行

防火管理技能者は、自衛消防隊長不在時の代行を行うものとする。

9 自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。

（火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第9号）

(1) 訓練指導業務

防火管理技能者は、防火対象物全体にわたる自衛消防訓練に係る次の業務を補助するものとする。

ア 実施計画の作成及び当該計画に基づく訓練の実施

イ 訓練参加者の指導

(2) 事業所単位で実施される自衛消防訓練の指導

ア 防火管理技能者は、事業所単位で自衛消防訓練を行う旨の報告がされた場合は、当該訓練の内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

イ 防火管理技能者は、事業所において自衛消防訓練が実施される場合は、積極的にその指導にあたるものとする。

【留意事項】

8 火災、地震その他の災害が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動（以下「自衛消防活動」という。）に関すること。

防火管理技能者は、防火管理に係る高度・専門的な技能を有し、かつ、当該防火対象物の防火・防災特性を熟知している者であることから、災害等発生時における自衛消防活動や自衛消防訓練といった自衛消防業務全般について、自衛消防隊長あるいは統括防火管理者等の業務を補助することが求められる。

(1) 火災対策業務

火災に係る自衛消防隊の事前計画及び活動計画等の作成並びに当該計画の維持管理に係る業務を補助することについて定める。

(2) 地震その他災害等対策業務

火災以外の災害に対する事前計画及び活動計画等の作成並びに当該計画の維持管理に係る業務を補助するとともに、対象となる災害を定める。

(3) 自衛消防隊長の技術的補助（副隊長）

防火管理技能者は、災害発生時における自衛消防隊長の指揮、命令、監督等の技術的補助（副隊長）及び自衛消防隊長不在時の代行者として従事することについて定める。

9 自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。

防火管理技能者は、訓練の実施計画作成及び当該計画に基づく訓練の実施に係る業務を補助するとともに、自らが参加者に対し訓練指導を行うものである。

各事業所の自衛消防訓練の実施計画の内容が、「当該防火対象物の実態に応じたものになっているか。」「安全面の配慮は十分にとられているか。」などについて確認するとともに、実施時には、積極的に訓練の指導にあたる。

10 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第10号)

(1) 防火管理業務計画の変更の届出

防火管理技能者は、次に掲げる事項に該当したときは、防火管理者（統括防火管理者）の指示を受け、防火管理業務計画を変更し、所轄消防署長へ届け出るものとする。

なお、第2に定める〇〇〇〇協議会の承認を得た上で、防火管理業務計画を届け出るものとする。

ア 防火管理技能者の担当区域又は代表者の指定の変更

イ 当該防火対象物に係る次の変更

(ア) 用途、規模等

(イ) 管理・使用形態（防火管理業務の委託内容の変更を含む。）

(ウ) 防火・防災対策

(エ) 防火管理上留意すべき事項

ウ 消防計画又は防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の変更に伴い、この計画を変更すべき事項が発生した場合

エ 防火管理業務の補助の実施要領の変更

オ 防火管理業務の補助の実施記録要領の変更

カ その他この計画の変更を必要とする事案が発生した場合

(2) 各種届出等の確認

防火管理技能者は、消防機関への各種届出、申請、報告等（以下「届出等」という。）を行う旨の報告がされた場合は、当該届出等の内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(3) その他

防火管理技能者は、防火管理者（統括防火管理者）の指示を受けて、必要な消防機関との連絡業務を行うものとする。

【留意事項】

10 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。

(1) 防火管理業務計画の変更の届出

防火管理業務計画の変更が必要となる事項を定める。

(2) 各種届出等の確認

消防機関への各種届出、申請、報告等の遵守を図るとともに、当該防火対象物における防火管理に係る変化や変更点等を的確に把握するため、各事業所の消防機関への各種届出等の内容を確認する。

協議会については、前第2（防火管理業務に係る協議会の設置）を参照する。

11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。

大規模・複合防火対象物では、工事や催物、その他収容人員や営業時間の変更、商品や資材搬送等で長時間にわたり非常用エレベーターを使用する場合などの防火管理に影響のある行為が日常的に行われており、これらを統括的に把握し、その時々状態に応じて防火対象物全体にわたる防火管理体制を適正に維持することが極めて重要である。

このことから、防火管理技能者は、各事業所から報告される、工事・催物等の計画内容の確認や現場確認により、法令適合性や防火安全対策等の実施状況を把握し、防火管理者（統括防火管理者）に報告することを定める。

(1) 防火安全確認業務

ア 計画内容の確認

次に示す工事・催物等の種別に応じて、別記4～6「工事・催物等確認票」により、当該計画の内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）へ報告する。

(ア) 工事・・・別記4「工事・催物等確認票（工事）」

- a 増築、改築、修繕、模様替え、用途・間仕切り・内装変更等の工事
- b 各種設備等の設置・変更・改修等の工事
- c 工事を伴わない用途の変更（4日以内の一時的な使用を目的としたものを除く。）

(イ) 催物・・・別記5「工事・催物等確認票（催物）」

- a 観覧場又は展示場において多数のものを収容して行う演劇、コンサート、スポーツ興行その他これらに類する催し、又は物品販売、展示その他これらに類する催し
- b 一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合

(ウ) その他（工事、催物以外のもの）・・・別記6「工事・催物等確認票（その他）」

- a 収容人員の変更
- b 営業時間の変更
- c 危険物品や大量の危険物の持ち込み
- d 商品や資材搬送等による長時間にわたる非常用エレベーターの使用
- e その他防火管理上影響のある行為

11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第11号)

(1) 防火安全確認業務

防火管理技能者は、用途・間仕切・内装等の変更工事等（工事を伴わない用途変更を含む。）、又は催物その他収容人員や営業時間の変更、商品や資材搬送等で長時間にわたり非常用エレベーターを使用する場合など、防火管理に影響のある行為（以下「工事・催物等」という。）を行う旨の報告がされた場合は、次のとおり確認を行うものとする。

ア 計画内容の確認

防火管理技能者は、工事・催物等の種別に応じて、別記4～6「工事・催物等確認票」により、当該計画の内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）へ報告するものとする。

イ 現場確認

(ア) 防火管理技能者は、工事・催物等の種別に応じて、現場確認を行い、当該工事・催物等が、前アで確認した計画内容のとおり行われているかを確認するものとする。

(イ) 防火管理技能者は、現場確認の結果、計画のとおり行われていないと認められる事案、又は防火安全上支障のある事案を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(2) 未把握の工事・催物等の確認

ア 防火管理技能者は、当該防火対象物を定期的に巡回し、未把握の工事・催物等の有無を確認するものとする。

イ 防火管理技能者は、巡回により未把握の工事・催物等を確認した場合は、速やかに防火管理者（統括防火管理者）にその内容を報告するものとする。ただし、当該事案が容易に改善できる場合、又は緊急に対応する必要がある場合は、必要な措置を講じた後に、処理経過を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

12 消防法第8条第1項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画（消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、同項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を含む。）の作成及び変更に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第12号)

防火管理技能者は、消防計画及び防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び下記事項の変更の際に防火管理者（統括防火管理者）の業務を補助するものとする。

- (1) 自衛消防隊の編成の変更、自衛消防隊長の変更等の自衛消防隊に関する事項の変更
- (2) 防火対象物の用途の変更
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関する事項の変更
- (4) 避難施設の維持管理に関する事項の変更
- (5) 防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- (6) 防火管理業務の一部を委託した場合及び委託業務の範囲及び方法の変更
- (7) 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項の変更
- (8) 前第2で定める〇〇協議会の設置及び運営に関する事項の変更（任意で設置する協議会に限る。）
- (9) 消防法令等の改正に伴い消防計画に定めなければならない事項が追加された場合
- (10) その他、消防計画や防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び変更が必要とする事案が発生した場合

【留意事項】

イ 現場確認

防火管理技能者は、工事・催物等の種別に応じて、次の現場確認を行い、当該工事・催物等が、前アで確認した計画内容のとおり行われているかを確認する。

(ア) 工事

- a 着工前の確認
- b 工事中的の確認（資材の搬入・搬出を含む。）
- c 完了後の確認
- d その他必要と認めるときの確認（消防等の関係行政機関の検査時の確認など。）

(イ) 催物

- a 会場設営前の確認
- b 会場設営中の確認（資材の搬入・搬出を含む。）
- c 会場設営後の確認（催物開催前）
- d 催物開催中の確認
- e 会場撤収後の確認
- f その他必要と認めるときの確認（消防等の関係行政機関の検査時の確認など。）

(ウ) その他

- a 事前の確認
- b 作業又は行為中の確認
- c その他必要と認めるときの確認

12 消防法第8条第1項の規定に基づき定める防火管理に係る消防計画（消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、同項の規定に基づき定める当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を含む。）の作成及び変更に関すること。

防火管理技能者は、防火管理に係る高度・専門的な技能を有し、かつ、当該防火対象物の防火・防災特性を熟知している者であることから、消防計画等の変更届出を要する変更等がある場合は、消防計画等の実効性の確保のための助言や補助を行うことを定める。

13 消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第13号)

- (1) 防火管理技能者は、自衛消防組織の編成（班編成、隊員の任務付与等）その他の防火管理者が行う自衛消防組織に関する業務を補助し、防火管理者に対して適切な助言を行うものとする。
- (2) 防火管理技能者は、自衛消防組織設置届に係る変更事項の報告がされた場合は、内容を確認し、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

14 その他防火管理上必要な事項に関すること。

(火災予防条例施行規則第11条の4の4第1項第14号)

(1) 消防・防災設備等の監視・操作等従事者の監督業務

防火管理技能者は、定期的に巡回し、防災センターにおける消防・防災設備等の監視・操作等が適正に行われているかを確認し、適正に行われていないことが認められる場合は、速やかにその内容を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(2) 委託管理業務

防火管理技能者は、巡回、立会い及び受託者からの報告内容から、契約書、消防計画等のおり、受託者の派遣従業者が行う防火管理業務が適正に行われているかを確認し、適正に執行されていないと認められる事案、又は業務の内容に変更のあることを確認した場合は、速やかにその旨を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

(3) その他報告される内容の確認

防火管理技能者は、次の報告がされた場合は、内容を確認し、必要な措置を講じた上で、その結果を防火管理者（統括防火管理者）に報告するものとする。

- ア 防火管理者（統括防火管理者）から指示、命令された事項に対する報告
- イ その他防火管理上必要な事項の報告

【留意事項】

13 消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織に関すること。

消防法第8条の2の5第1項に該当する防火対象物については、「1 自衛消防の組織の編成に関すること。」と同様に、自衛消防組織の編成や資格管理、自衛消防組織に関する協議会に関して補助を行う。

14 その他防火管理上必要な事項に関すること。

防火対象物の実態に応じて、必要な事項を定める。

(1) 消防・防災設備等の監視・操作等従事者の監督業務

防災センターにおいて消防・防災設備等の監視・操作等の業務に従事する者が、適正に業務を行っているか、定期的に巡回し確認する。

(2) 委託管理業務

大規模・複合防火対象物における防火管理業務は、複雑化、高度・専門化しており、多くは保全管理業者等に委託され、更に専門業者へ再委託されるなど、業務実施部門が肥大化し分業する傾向にあり、これらの業務の実施状況を全体として把握し、確実な履行推進と結果をチェックし、的確な指示を行うことが重要である。このことから、防火管理技能者が、巡回、立会い、聞き取りや各業者からの実施結果の報告内容の確認などにより、実施状況を確認し、当該委託業務が適正に執行されるよう管理するものである。

また、火災等の災害発生時の初動対応など自衛消防活動に係る委託業務は、訓練及び検証等により管理するものである。

第 10 防火管理業務の補助の実施記録及びその保存

(火災予防条例第 55 条の 3 の 3 第 5 項)

1 実施結果の記録

防火管理技能者は、次のとおり防火管理業務の補助の実施結果を記録するものとする。

(1) 各種確認結果

法定点検、巡回、現場確認等から認知した建物の構造及び消防・防災設備等の不備欠陥や事業所の予防管理業務の不適切事案などに係る確認結果は、次による。

ア 建物の構造及び消防・防災設備等の不備欠陥等に係る確認結果は、別記 7 「建物・設備等の不備欠陥等に係る確認結果」に記録する。

イ 予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果は、別記 8 「予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果」に記録する。

ウ 自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果は、別記 9 「自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果」に記録する。

(2) 業務日誌

勤務日ごとに別記 10 「防火管理技能者業務日誌」を作成し、防火管理者（統括防火管理者）に報告する。

2 保存

(1) 防火管理技能者は、実施結果の記録を 3 年間保存するものとする。

(火災予防条例施行規則第 11 条の 4 の 5 第 2 項)

(2) 保存場所は、○○○○○○とする。

【留意事項】

第 10 防火管理業務の補助の実施記録及びその保存

1 実施結果の記録

- (1) 各種確認結果については、別記 7～9 により記録することを定める。
- (2) 業務日誌については、勤務日ごとに別記 10 により業務内容を記録し、防火管理者（統括防火管理者）に報告することを定める。

2 保存

実施記録を 3 年間保存することを明記するとともに、保存場所を定める。

別記 1 (第 5 関係)

【防火対象物の概要】

①構造	耐火造	②階層	地上〇階、地下〇階
③建築面積	3,000 m ²		④延べ面積 119,000 m ²
⑤消防用設備等	消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、排煙設備、連結送水管		
⑥避難施設等	特別避難階段 1 系統、屋内避難階段 2 系統、非常用エレベーター (〇台)、排煙設備 (加圧防煙方式)、緊急離発着場 (屋上)		

事業所							
⑦ No.	⑧階	⑨事業所名称	⑩用 途	⑪防火管理者	⑫ 収容人員	⑬ 営業・従業員時間	⑭定休日
1	〇～〇	〇〇ホテル	(5)項イ ホテル	〇〇部長 〇〇 〇〇	**人	24 時間	無休
2	〇、〇	〇〇工業株式会社	(15)項 事務所	〇〇部長 〇〇 〇〇	**人	〇:00～〇:00	土日休
3	〇	株式会社〇〇	(15)項 事務所	〇〇課長 〇〇 〇〇	**人	〇:00～〇:00	土日休
4	〇	シネマ〇〇	(1)項イ 映画館	〇〇部長 〇〇 〇〇	**人	〇:00～〇:00	無休
**	〇	ラーメン〇〇	(3)項ロ 飲食店	店長 〇〇 〇〇	**人	〇:00～〇:00	無休
**	〇	居酒屋〇〇〇	(3)項ロ 飲食店	店長 〇〇 〇〇	**人	〇:00～〇:00	無休
**	〇	カレーショップ [※] 〇〇〇店	(3)項ロ 飲食店	店長 〇〇 〇〇	**人	〇:00～〇:00	無休
**	〇	〇〇銀行〇〇支店	(15)項 その他	〇〇課長 〇〇 〇〇	**人	〇:00～〇:00	土日休
**	〇	株式会社〇〇 〇〇マート〇〇店	(4)項 物品販売店舗	店長 〇〇 〇〇	**人	24 時間	無休
**	〇～〇	株式会社〇〇 〇〇パーキング [※]	(13)項イ 駐車場	〇〇課長 〇〇 〇〇	0 人	24 時間	無休
⑮ 合 計					** 人		

【留意事項】

別記 1（第 5 関係）

【防火対象物の概要】

- ① 防火対象物の構造を記入する。
- ② 防火対象物の階層を記入する。
- ③ 防火対象物の建築面積を記入する。
- ④ 防火対象物の延べ面積を記入する。
- ⑤ 防火対象物に設置されている消防用設備等を記入する。
- ⑥ 防火対象物に設置されている避難施設等を記入する。
- ⑦ 事業所の連番を記入する。
- ⑧ 事業所が占有している階を記入する。
- ⑨ 事業所名称及び店舗名等を記入する。

〔記入例〕 「〇〇株式会社〇〇支店」、「レストラン△△××店」

- ⑩ 事業所の用途を記入する。
- ⑪ 事業所の防火管理者を記入する。
- ⑫ 事業所の収容人員を記入する。
- ⑬ 事業所が営業又は従業している時間を記入する。
- ⑭ 事業所の定休日を記入する。
- ⑮ 収容人員の合計を記入する。

別記2（第6関係）

【防火防災対策】

① 火 災	1階防災センターで消防用設備等の集中管理、監視操作を実施	
地 震	応急手当用品	医薬品：殺菌消毒剤、火傷剤、整腸剤、止血剤、絆創膏 救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ハサミ、体温計、副子 常置場所：防災センター
	救出作業用資器材	ジャッキ、バール、はしご、ロープ、担架、毛布 常置場所：防災センター
	② 救出救護等の 資器材及び非 常用物品	非常用物品 物 品：懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池 衣 類 等：ヘルメット、軍手、タオル、防寒衣 保管場所：防災センター
	備蓄品	食料（*、***人× 3日分） ※缶詰、乾パン、インスタントラーメン 飲料水（*、***人× 3日分） ※1人1日3ℓ 寝具等（***人分） その他（ ） 備蓄場所：地下〇階震災用備蓄倉庫
	そ の 他	
③ エレベーター	感震制御あり 地震の揺れを感知して最寄り階で停止	
④ そ の 他		
大 雨 ・ 強 風	⑤ 浸水防止対策	資器材 ・土のう ○袋（保管場所：地下〇階震災用備蓄倉庫） ・ゲル水のう ○袋（保管場所：地下〇階震災用備蓄倉庫） ・防潮板 一式（保管場所：西側出入口横の格納箱） 自動立上げ式（操作：防災センター） ・マウンドアップ 北・南側出入口、高さ 50cm
	⑥ 情報収集	気象庁雨量・気象情報を FAX 受信（受信場所：防災センター）
	⑦ そ の 他	
受 傷 事 故 ・ 急 病 人	⑧ 応急手当用品	地震欄に記載する物のほか、次のものを備える。 AED（設置場所：防災センター及び1階ロビー、設置数：各1台）
	⑨ そ の 他	〇階、(株)〇〇〇〇内に自社社員用の診療施設あり 当該事業所の従業員（平日〇時～〇時）は、館内の受傷者・急病人の応急手当等の対応が可能
⑩ そ の 他	防災物品	全館のカーテンは防災物品を使用

【留意事項】

別記2（第6関係）

【防火防災対策】

防火対象物で講じられている防火防災対策を把握し、記入する。

〔火災〕

- ① 火災の予防又は被害の拡大防止のための対策を記入する。

〔地震〕

- ② 救出救護等の資器材及び非常用物品欄は、救出救護等の資器材及び非常用物品の品名、数量及び保管場所を記入する。
- ③ エレベーター欄は、エレベーターの感震制御装置の有無等を記入する。
- ④ その他欄は、その他、地震時の対応について特記すべき事項があれば記入する。

〔大雨・強風〕

- ⑤ 浸水防止対策欄は、浸水防止のための資器材及び対策について記入する。
- ⑥ 情報収集欄は、大雨・強風に関する情報の収集方策及び担当部署を記入する。
- ⑦ その他欄は、その他、大雨・強風対策について特記すべき事項があれば記入する。

〔受傷事故・急病人〕

- ⑧ 応急手当用品欄は、受傷事故・急病人が発生した場合に使用する物品を記入する。
- ⑨ その他欄は、その他、受傷事故・急病人発生時の対応について、特記すべき事項があれば記入する。

〔その他〕

- ⑩ その他欄は、その他、防火防災対策に関する事項で、特記すべき事項があれば記入する。

別記3（第7関係）

【防火管理上留意すべき事項】

<p>① 出火・延焼拡大 防止関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各階の廊下は、耐火構造の壁（開口部は特定防火設備）、又は下地仕上げ共に不燃材料の壁（開口部として、火災発生の恐れのない室を除く各室は、特定防火設備及び不燃扉）により第一次安全区画、非常用エレベーターロビー及び特別避難階段付室は第二次安全区画として区画 ・火煙の発生を最小限に抑えるため、各室の内装を不燃化 ・高層部分（11F以上）の部分の面積区画（100㎡）を全館避難検証により一部緩和（平面図に表示） ・ガス安全システム設置（敷地内北側に引込管ガス遮断装置。建物引込部（北側1F防災センター脇）にガス遮断装置）
<p>② 避難関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設部分の各店舗からの2方向避難の確保 ・常用エレベーターの火災管制手動起動装置は防災センターで操作 ・避難階は1階及び2階（屋外デッキを介して避難可能）
<p>③ 消防用設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内駐車場（地下〇階～地下〇階）に閉鎖型水噴霧消火システム（令32条適用。泡消火設備代替）を設置 ・屋内消火栓及び連結送水管のブースターポンプを〇階ポンプ室に設置 ・不活性ガス消火設備を〇階無人携帯電話基地局に設置 ・連動式誘導灯（〇階劇場内消灯方式） ・消防用水 120㎡（採水口：建物北側3口）
<p>④ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高層階（31mを超える階）部分は、最上階のホテルレストランの厨房以外は、都市ガスを使用する設備器具を設けない。 ・非常電源 屋内消火栓、スプリンクラー：自家発電設備（屋上設置） 誘導灯：蓄電池設備（〇階UPS室設置）

【留意事項】

別記3（第7関係）

【防火管理上留意すべき事項】

防火対象物における防火管理上留意すべき事項を把握し、記入する。

- ① 出火・延焼拡大防止関係欄は、出火・延焼拡大防止に係る事項のうち、防火管理上留意すべき事項について記入する。
- ② 避難関係欄は、避難に係る事項のうち、防火管理上留意すべき事項について記入する。
- ③ 消防用設備等欄は、消防用設備等に係る事項のうち、防火管理上留意すべき事項について記入する。
- ④ その他欄は、その他防火管理上留意すべき事項について記入する。

別記 4 (第 9.11 関係) (表)

工事・催物等確認票 (例) (工事)

① 工事の概要	工事施工主	担当者 _____				
	工事施工業者	現場責任者 _____		連絡先 _____ ()		
	工事種別					
	工事場所					
	工事期間	年 月 日 ~		年 月 日		
	実施計画報告日	年 月 日				
② 計画内容の確認	確認事項				確認結果	
	主要構造部に及ぶ工事か (及ばない：－、及ぶ：×)					
	防火区画に及ぶ工事か (及ばない：－、及ぶ：×)					
	用途を変更するか (変更しない：－、変更する：×)					
	間仕切りを変更するか (変更しない：－、変更する：×)					
	天井高さを変更するか (変更しない：－、変更する：×)					
	客席又は避難通路を変更するか (変更しない：－、変更する：×)					
	使用形態等を変更するか (変更しない：－、変更する：×)					
	内装仕上げ材の防火性能を変更するか (変更しない：－、変更する：×)					
	消防・防災設備等に及ぶ工事か (及ばない：－、及ぶ：×)					
	火気使用設備又は電気設備を変更するか (変更しない：－、変更する：×)					
	危険物、少量危険物、指定可燃物、圧縮アセチレンガス等又は核燃料物質等の貯蔵・取扱等を行うか (工事に使用するものを除く。) (行わない：－、行う：×)					
	建築基準法令の性能規定又は特例規定の適用前提条件に係る工事か (非該当：－、該当：×)					
	消防法令の性能規定又は特例規定の適用前提条件に係る工事か (非該当：－、該当：×)					
	工事施工主側で計画内容の法令等の適合性を確認しているか (確認している：○、確認していない：×)					
工事中の安全対策は適正か						
③ 現場確認	着工前	計画は現場の実態に即しているか (即している：○、即していない：×)				
	工事中	工事内容に変更点はないか (変更なし：－、変更あり：×)				
		工事中の安全対策は計画のとおり適正に行われているか				
完了後	工事は計画のとおり適正に行われたか					
④ 消防機関等への各種届出・申請等の確認	各種届出・申請等の種別		届出等年月日	消防機関等の検査等	検査等予定日	
	工事中の消防計画届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	防火対象物工事等計画届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	防火対象物使用開始届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置計画届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	火を使用する設備等の設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	電気設備設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	建築確認申請又は計画通知		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	危険物 (製造所、貯蔵所、取扱所) 設置許可申請		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	危険物仮貯蔵・仮取扱いの承認申請		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	核燃料物質等の貯蔵・取扱届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
⑤ 検査等の確認	検査等の種別	検査等実施日	検査等における指導事項			
			有・無	指導内容		
⑥ 【備考】						

※ 確認結果欄は、各確認事項欄の () 書きにより記入。特記のないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修を記入する。

別記4（第9.11関係）（裏）

⑦ 処理経過	

※ 経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

【留意事項】

別記4（第9.11関係）

〔工事・催物等確認票（工事）記入例〕

① 工事の概要欄は、工事の施工主（工事を依頼した者）、工事施工業者（工事を行う業者及び当該業者の担当者の氏名・連絡先電話番号）、種別（増築、改築、改修、修繕、模様替え、用途変更、間仕切変更など）、場所、実施期間及び当該工事を行う旨を、防火管理者が統括防火管理者に報告した年月日（実施計画報告日）を記入する。

※ 工事の概要は、この欄のほか、必要に応じ、事業者から提出される計画書や工事中の消防計画等の写しを添付し、補足する。

② 計画内容の確認欄は、防火管理者が統括防火管理者に報告した工事の実施計画等（消防機関への各種届出等を含む。）から、各確認項目を確認し、確認結果欄に確認事項ごとの（ ）書きにより結果を記入する。（特記ないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修、－：非該当を記入。）

※ 「工事施工主側で計画内容の法令等の適合性の確認が行われているか」の項目に○（確認している）を記入した場合は、当該法令等の適合性の確認を行った者の所属事業所名、氏名及び当該確認者が防火管理に關係する資格を有している場合は、資格名称、修了証等の交付日・番号等を備考欄に記入する。

〔備考欄記入例〕

（株）〇〇設備、消防 太郎、防火安全技術者（交付日：〇〇年〇月〇日、修了証番号：第〇〇号）

③ 現場確認欄は、着工前、工事中及び工事完了後の現場確認により、実施計画及び工事中の消防計画（作成する場合に限る。）との整合性について確認し、確認結果欄にその結果を記入する。

④ 消防機関等への各種届出・申請等の確認欄は、消防機関等への届出・申請等が必要となる項目の該・非を記入するとともに、該当する届出・申請等を行った年月日及び消防機関による検査等の予定日を記入する。

⑤ 消防機関の検査等の確認欄は、消防機関による検査を受けたものについて、検査の種別、実施日とともに、指摘があった場合は、その内容を記入する。

⑥ 備考欄は、前②※に示す確認者に関することなどの上記内容の補足事項を記入する。

⑦ 処理経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

別記5（第9.11関係）（表）

工事・催物等確認票（例）（催物）

① 催物の概要	主 催 者	現場責任者_____ 連絡先_____()_____				
	催物の種別					
	開催場所					
	開催日時					
	実施計画報告日					
② 計画内容の確認	確認事項				確認結果	
	観覧場又は展示場において多数の者を収容して行う演劇、コンサート、スポーツ興行その他これらに類する催し、又は物品販売、展示その他これらに類する催しか (非該当：空欄、該当：×)					
	一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用するか (使用しない：空欄、使用する：×)					
	喫煙・裸火の使用・危険物品の持込みを行うか (行わない：空欄、行う：×)					
	主催者側で計画内容の法令等の適合性を確認しているか (確認している：○、確認していない：×)					
	会場管理計画の内容は適正か					
	会場の設営作業時及び撤去作業時(資機材等の搬出入を含む。)の防火安全対策の内容は適正か					
③ 現場確認	【開催前】 会場管理計画の内容は、現場の実態に即しているか					
	【開催前】 計画との変更点はないか (変更なし：空欄、変更あり：×)					
	会場管理計画の履行状況は適正か					
	禁止行為の解除の承認条件の維持・管理は適正か					
	【設営作業時】 防火安全対策は適正に行われているか					
	【撤去作業時】 防火安全対策は適正に行われているか					
	【撤去後】 現状復旧は適正か					
④ 届出・申請等への各種	各種届出・申請等の種別		届出等年月日	消防機関の検査等	検査等の予定日	
	防火対象物一時使用届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	観覧場又は展示場における催物の開催届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	禁止行為の解除承認申請		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	危険物仮貯蔵仮取扱申請		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置届		該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
			該・非	年 月 日	該・非	年 月 日
⑤ 消防機関の検査等の確認	検査等の種別	検査等実施日	検査等における指導事項			
			有・無	指摘内容		
⑥ 【備考】						

※ 確認結果欄は、各確認事項欄の()書きにより記入。特記のないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修、－：非該当を記入する。

別記5（第9.11関係）（裏）

⑦ 処理経過	

※ 経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

【留意事項】

別記5（第9.11関係）

〔工事・催物等確認票（催物）記入例〕

- ① 催物の概要欄は、現場責任者（氏名、連絡先電話番号を含む。）、開催場所、内容（コンサート、展示即売会など）、実施日時及び当該催物を行う旨を、防火管理者が統括防火管理者に報告した年月日（実施計画報告日）を記入する。
※ 催物の概要は、この欄のほか、必要に応じて事業者から提出される計画書や消防機関への各種届出等の写しを添付し、補足する。

- ② 計画内容の確認欄は、防火管理者が統括防火管理者に報告した催物の実施計画等（消防機関への各種届出等を含む。）から、各確認項目を確認し、確認結果欄に確認事項ごとの（ ）書きにより結果を記入する。（特記ないものは、○：適正、×：不備、⊗：即時改修、－：非該当を記入。）
※ 「主催者側で計画内容の法令等の適合性の確認が行われているか」の項目に○（確認している）を記入した場合は、当該法令等の適合性の確認を行った者の所属事業所名、氏名及び当該確認者が防火管理に関する資格を有している場合は、資格名称、修了証等の交付日・番号等を備考欄に記入する。

- ③ 現場確認欄は、催物の開催前及び開催中に現場確認により実施計画及び会場管理計画等との整合性等について確認した結果を、確認結果欄に記入する。

- ④ 消防機関への各種届出・申請等の確認欄は、消防機関への届出・申請等が必要となる項目の該・非を記入するとともに、該当する届出・申請等を行った年月日及び消防機関による検査等の予定日を記入する。

- ⑤ 消防機関の検査等の確認欄は、消防機関による検査を受けたものについて、検査の種別、実施日とともに、指摘があった場合は、その内容を記入する。

- ⑥ 備考欄は、前②※に示す確認者に関する事など、上記内容の補足事項を記入する。

- ⑦ 処理経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

別記6（第9.11関係）（表）

工事・催物等確認票（例）（その他）

① 行為の概要	実施者	現場責任者 _____ 連絡先 _____ ()			
	実施場所				
	行為の内容				
	実施日時				
	実施計画報告日				
② 計画内容の確認	確認事項				計画内容 確認結果
	平常時の出火防止対策に影響はないか (○：影響なし、×：影響あり)				
	平常時の避難安全対策に影響はないか (○：影響なし、×：影響あり)				
	喫煙・裸火の使用・危険物品の持込みを行うか (○：行わない、×：行う)				
	禁止行為の解除の承認を必要とする行為を行うか (○：行わない、×：行う)				
③ 現場確認	防火安全対策は適正か				
	実施内容に計画から変更はないか (○：変更なし、×：変更あり)				
	防火安全対策の履行状況は適正か				
④ 届出・申請等への各種確認	各種届出・申請等の種別		届出等年月日	消防機関の検査等	検査等の予定日
	禁止行為の解除承認申請		該・非	該・非	年 月 日
			該・非	該・非	年 月 日
			該・非	該・非	年 月 日
⑤ 検査等の確認	検査等の種別	検査等実施日	検査等における指導事項		
			有・無	指摘内容	
⑥ 【備考】					

※ 確認結果欄は、各確認事項欄の（ ）書きにより記入。特記のないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修、－：非該当を記入する。

別記6（第9.11関係）（裏）

⑦ 処理経過	

※ 経過欄には、現場確認の実施日、確認結果欄に×又は⊗を記入した事項の内容とその処理経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

【留意事項】

別記6（第9.11関係）

〔工事・催物等確認票（その他）記入例〕

- ① 行為の概要欄は、当該行為を行う事業所名、行為を行う場所、内容、実施日時及び当該行為を行う旨を、防火管理者が統括防火管理者に報告した年月日（実施計画報告日）を記入する。
- ※ 行為の概要は、この欄のほか、必要に応じて事業者から提出される計画書や消防機関への各種届出等の写しを添付し、補足する。
- ② 計画内容の確認欄は、防火管理者が統括防火管理者に報告した防火管理上支障のある行為の実施計画等（消防機関への各種届出等を含む。）から、各確認項目を確認し、確認結果欄に確認事項ごとの（ ）書きにより結果を記入する（特記ないものは、○：適正、×：不備又は不適、⊗：即時改修を記入。）。また、該当する事項については、その概要を経過欄に記入する。
- ③ 現場確認欄は、前②で確認した計画との整合性及び防火安全対策等の実施状況について確認し、確認結果欄に結果を記入する。
- ④ 消防機関等への各種届出・申請等の確認欄は、消防機関等への届出・申請等が必要となる項目の該・非を記入するとともに、該当する届出・申請等を行った年月日及び消防機関による検査等の予定日を記入する。
- ⑤ 消防機関の検査等の確認欄は、消防機関による検査を受けたものについて、検査の種別、実施日とともに、指摘があった場合は、その内容を記入する。
- ⑥ 備考欄は、上記内容の補足事項を記入する。
- ⑦ 処理経過欄は、現場確認の実施日、確認された不備事項とその改修経過、消防機関の検査等における指導事項の改修経過等について記入する。

別記7（第10関係）

建物・設備等の不備欠陥等に係る確認結果（例）

不備欠陥等の種別	<input type="checkbox"/> 建物の構造、 <input type="checkbox"/> 防災設備、 <input type="checkbox"/> 消防用設備等・特殊消防用設備等、 <input type="checkbox"/> 火気使用設備、 <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> その他_____
不備欠陥等の認知年月日	年 月 日
認知理由	<input type="checkbox"/> 事業所からの報告、 <input type="checkbox"/> 法定点検結果、 <input type="checkbox"/> 巡回、 <input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> その他_____
関係事業所	
現場確認実施年月日	年 月 日
状況	
発生事由	
確認時点における改修状況（予定）等	
備考	

※ その他必要に応じて状況等を示す写真等の資料を添付する。

別記8（第10関係）

予防管理業務の不適切事案等に係る確認結果（例）

不適切事案等の種別	<input type="checkbox"/> 委託管理業務、 <input type="checkbox"/> 点検・検査業務、 <input type="checkbox"/> 出火防止業務、 <input type="checkbox"/> 避難安全確保業務、 <input type="checkbox"/> 防火安全確認業務、 <input type="checkbox"/> 教育管理業務、 <input type="checkbox"/> 各種資格管理業務、 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作等従事者の監督業務、 <input type="checkbox"/> 消防機関との連絡業務 <input type="checkbox"/> その他_____
不適切事案等を認知した年月日	年 月 日
認知理由	<input type="checkbox"/> 巡回、 <input type="checkbox"/> 現場確認、 <input type="checkbox"/> 事業所等からの報告 <input type="checkbox"/> その他_____
関係事業所	
確認年月日	年 月 日
状況	
発生事由	
確認時点における改善状況（予定）等	
備考	

※ その他必要に応じて状況等を示す資料を添付する。

別記9（第10関係）

自衛消防業務の不適切事案等に係る確認結果（例）

不適切事案等の種別	<input type="checkbox"/> 災害発生時等	<input type="checkbox"/> 火災、 <input type="checkbox"/> 地震、 <input type="checkbox"/> 大雨・強風、 <input type="checkbox"/> 大規模テロ等、 <input type="checkbox"/> 受傷事故、 <input type="checkbox"/> 急病人の発生、 <input type="checkbox"/> エレベーター閉じ込め <input type="checkbox"/> その他 _____
	<input type="checkbox"/> 平常時	<input type="checkbox"/> 自衛消防隊の組織の編成及び維持管理、 <input type="checkbox"/> 火災対策業務、 <input type="checkbox"/> 火災以外の災害等対策業務、 <input type="checkbox"/> 訓練指導業務、 <input type="checkbox"/> その他 _____
不適切事案等の認知年月日	年 月 日	
認知理由		
関係事業所		
確認年月日	年 月 日	
状況		
発生事由		
確認時点における改修状況（予定等）		
備考		

※ その他必要に応じて状況等を示す資料を添付する。

防火管理技能者業務日誌 (例)

① 年 月 日 ()		② 確認欄	統括防火管理者 (防火管理者)	防火管理技能者
③ 勤務 防火管理技能者	〔氏名〕 消防 太郎 技能 次郎 防火 三郎		〔勤務時間〕 ** : ** ~ ** : ** ** : ** ~ ** : ** ** : ** ~ ** : **	
④ 定期巡回	<ul style="list-style-type: none"> • **時～**時 (実施者：消防 太郎) 実施範囲：本館共用部 • **時～**時 (実施者：技能 次郎) 実施範囲：東館共用部 • **時～**時 (実施者：防火 三郎) 実施範囲：西館各事業所 			
⑤ 予防管理業務				
⑥ 自衛消防業務				

【留意事項】

別記 10（第 10 関係）

〔防火管理技能者業務日誌記入例〕

- ① 防火管理技能者の業務を実施した年月日を記入する。
- ② 確認欄は、統括防火管理者及び業務日誌を作成した者以外の防火管理技能者が業務日誌の内容を確認する際に使用する。
- ③ 勤務防火管理技能者欄は、勤務した防火管理技能者の氏名及び勤務した時間を記入する。
- ④ 定期巡回欄は、巡回した時間、実施者、実施範囲等について記入する。
- ⑤ 予防管理業務欄は、点検・検査業務や出火防止業務など、予防管理業務に係る実施結果を記入する。
- ⑥ 自衛消防業務欄は、災害等発生時の自衛消防業務や平常時の火災対策業務等について記入する。

〔記入例〕

予防管理業務

【例 1】

○ 点検・検査業務

業務内容：法定点検立会

点検対象：自動火災報知設備

実施範囲：事務所棟部分（受信機、総合操作盤含む。）

実施時間：**:** ~ **:**

点検実施者：(株)○○設備 ○○ ○○

立会者：防火管理技能者 ○○ ○○

点検結果：異常なし

【例 2】

○ 点検・検査業務

業務内容：法定点検立会

点検対象：スプリンクラー設備

実施範囲：商業棟部分（加圧送水装置、制御弁、総合操作盤を含む。）

実施時間：**:** ~ **:**

点検実施者：(株)○○防災 ○○ ○○

立会者：防火管理技能者 ○○ ○○

点検結果：○階、レストラン○○調理室、散水障害あり

状況：スプリンクラーヘッド下方にスチール製ラックが接近（距離約 20cm）

対応：その場で、棚位置移動

【例 3】

○ 出火防止業務

時分：定期巡回時に消防署立入検査時（○月○日実施）の指摘事項（○階飲食店○○○の厨房内ガスこんろ、側方（左側）の可燃物との離隔距離不足（**cm 以上確保。即時移動））の状態を確認

確認結果：異常なし

【例 4】

○ 出火防止業務

時分：定期巡回時、地下〇階商業棟通路で喫煙行為者確認

対 応：行為者に禁煙区域である旨及び〇階喫煙所を案内するとともに、本件を防災センターに連絡し、巡回及びITVでの監視強化を指示

【例 5】

○ 避難安全確保業務

時分：〇階(株)〇〇より〇階避難階段踊場部分にビールケースの放置の連絡あり

対 応：現場確認の結果、〇階居酒屋〇〇が置いたものと判明、ビールケースは、その場で店舗内に移動。処置後、経過を統括防火管理者に口頭で報告。

【例 6】

○ 防火安全確認業務

時分：〇階〇〇紳士服売場の改装工事予定場所の現場確認実施

確認結果：異常なし（詳細は、報告書により別途報告）

【例 7】

○ 防火安全確認業務

時分：〇階多目的ホールで明日（〇月〇日）開催予定の展示会の会場設営後の現場確認実施

確認結果：一部避難通路幅員、計画より不足あり。即時改修。

※ 予防管理業務の不適切事案につき、詳細は、別途報告

【例 8】

○ 教育管理業務

時分～**時**分：新入社員教育実施

教育内容：当該防火対象物の防火・防災対策及び防火管理上留意すべき事項について

【例 9】

○ 各種資格管理業務

時分：防災センター要員、実務講習受講状況確認

確認結果：A氏、本年〇月受講期限。〇月〇日の受講申し込み済みを確認。

【例 10】

○ 消防・防災設備等の監視・操作等従事者の監督業務

時分：防災センター要員勤務状況確認

確認結果：B氏休暇の為、C氏代行。事前連絡あり。

【例 11】

○ 消防機関との連絡業務

時分：〇月〇日の催物（〇階展示場部分での歌謡ショー）の開催届提出

指導事項：収容人員の遵守及び避難通路幅員の確保

〔記入例〕

自衛消防業務

【例 1】

○ 災害等発生時の自衛消防業務

活動種別：非火災

状況：**時**分、自動火災報知設備作動、地下○階機械室を表示、防災センター要員 2 名現場確認の結果異常なし。感知器誤作動の様様。

初動対応：適正

- ・ 放送設備使用：火災感知器作動時及び現場確認後の館内放送実施
- ・ 現場駆け付け：駆け付け者防災センター要員 2 名、消火器・携帯無線機携行

その他：感知器誤作動の原因確認について検討を要する。

【例 2】

○ 災害等発生時の自衛消防業務

活動種別：火災（ぼや）

状況：**時**分、○階衣料品売場のレジ担当の店員に客から「商品が燃えている」との連絡。店員が現場確認し、商品（婦人服）から炎が上がっているのを確認。

対応：119 番通報に遅れあり。（通報まで 30 分）

※ 自衛消防業務の不適切事案につき、詳細は、別途報告

【例 3】

○ 災害等発生時の自衛消防業務

活動種別：大雨

時分：東京 23 区に大雨洪水注意報発令。建物周囲の浸水危険箇所の巡回警戒

時分：注意報から警報に切り替え。巡回警戒を強化

時分：西側地下連絡階段入口の雨水の高さが、マウンドアップ上部まで約 10 cm に接近、防潮板設定。係員 1 名配置

時分：西側地下連絡階段入口の雨水の高さ、マウンドアップ上部まで約 20 cm に減少。防潮板及び係員による警戒は、継続

*時**分：西側地下連絡階段入口の雨水減少し、地面露出。防潮板撤収。係員配置は、継続

時分：警報から注意報に切り替え

時分：係員配置解除。巡回警戒に切り替え

時分：注意報解除

時分：巡回警戒を解除し、平常の体制に切り替え

対応：適正

【例 4】

○ 災害等発生時の自衛消防業務

活動種別：停電

時分：停電発生。館内状況確認開始

時分：エレベーター閉じ込め者なしを確認

時分：停電の原因が、付近一帯の地域的なものと判明

対応：適正

【例 5】

○ **災害等発生時の自衛消防業務**

活動種別：受傷事故

時分：○階ロビーで転倒によるけが人発生。巡回中の防災センター要員が発見し、その場で 119 番通報及び防災センターへ応援要請

時分：駆け付けた防災センター要員 1 名が救急車の停車位置に待機

時分：救急車到着。係員が救急隊員を現場まで案内

時分：救急車へけが人収容完了

その他：けが人の転倒場所の安全確認を実施。転倒の要因となる段差等なし。

【例 6】

○ **火災対策業務**

内 容：自衛消防活動中核要員の装備品の維持管理状況を確認

確認結果：異常なし

【例 7】

○ **火災以外の災害等対策業務**

内 容：非常食の維持管理状況を確認

確認結果：異常なし

【例 8】

○ **訓練指導業務**

全館避難訓練実施 (**時**分～**時**分)

参加者：***人

その他：訓練によるけが人等なし

別表 1

(例) ○○ビル 防火管理業務に係る協議会構成員一覧表

役員					
役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等	備考
会長	○○株式会社	代表取締役 ○○ ○○	建物所有者	03(……)……	
副会長	△△株式会社	代表取締役 ○○ ○○	賃借	03(……)……	
副会長	××株式会社	代表取締役 ○○ ○○	賃借	03(……)……	
統括防火管理者	○○株式会社	総務部長 ○○ ○○	建物所有者	03(……)……	
事務局	○○株式会社○○課 (担当：○○係長 03(……)……)				

構成員						
番号	管理権原者及び防火管理者					
	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	使用階等	建物所有者との関係	電話番号
1	○○株式会社	代表取締役 ○○ ○○	総務部長 ○○ ○○	1階	建物所有者	03(……)……
2	△△株式会社	代表取締役 ○○ ○○	総務課長 △△ ××	2階	賃借	03(……)……
3	××株式会社	代表取締役 ○○ ○○	統括部長 ◇◇ ○○	3階	賃借	03(……)……
4	株式会社□□	代表取締役 ○○ ○○	施設部長 △△ □□	4階	賃借	03(……)……
5	株式会社×○	代表取締役 ○○ ○○	人事部長 △× ○○	5階	賃借	03(……)……

防火管理技能者				
番号	事業所名	防火管理技能者 (職・氏名)	電話	委託状況
1	○○ビル管理株式会社	所長・□□ ▲▲	03(……)……	委託
2				

(注) 協議会組織編成表に記載する内容

1 会長、統括防火管理者等の役員

協議会の役職名、事業所名、管理権原者職・氏名、建物所有者との関係（建物所有者、賃借、転借など）、電話番号等

2 構成員

事業所名、管理権原者職・氏名、防火管理者等氏名、使用部分（階等）、建物所有者との関係（建物所有者、賃借、転借など）、電話番号等

3 防火管理技能者

防火管理技能者が勤務する事業所名、役職名、氏名、電話、委託状況等

注 届出にあっては、協議会の代表者が届け出るものであることから、構成員の同意書等（印鑑）の添付は必要ないものとする。